

兵庫県公報

令和4年8月26日 金曜日 第340号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	7
病院局公告	
○ 入札公告	7
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	9
正 誤	
○ 令和4年5月13日付け兵庫県公報第310号中	12

告 示

兵庫県告示第1007号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	デラカブ活動写真	ぴんくりんくフィルム
映 画	快樂学園 教師も教え子も	新東宝映画

兵庫県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	神足辰彦	明石市藤江1532番地
同	澤田則雄	同 市沢野南町2丁目1番地の9
同	井上昌裕	同 市松江70番地
同	田中謙三	同 市大久保町森田129番地の18
同	吉本彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中西章二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	赤松保	同 市林2丁目14番12号
同	茶谷秀男	同 市和坂2丁目12番27号
同	竹中康訓	同 市小久保3丁目4番地の12
同	木下重光	同 市大久保町松陰150番地
同	田口隆清	同 市野々上2丁目7番地の1
同	藤谷佳久	同 市松江535番地
監事	岸本達夫	同 市沢野南町2丁目3番地の11
同	今村博彦	同 市藤江323番地
同	石田宏	同 市和阪1丁目10番10号

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	神足辰彦	明石市藤江1532番地
同	澤田則雄	同 市沢野南町2丁目1番地の9
同	井上昌裕	同 市松江70番地
同	田中謙三	同 市大久保町森田129番地の18
同	吉本彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中西章二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	赤松保	同 市林2丁目14番12号
同	由井孝	同 市和坂2丁目15番2号
同	竹中康訓	同 市小久保3丁目4番地の12
同	木下和憲	同 市大久保町松陰149番地
同	田口隆清	同 市野々上2丁目7番地の1
同	藤谷和彦	同 市松江537番地
監事	岸本達夫	同 市沢野南町2丁目3番地の11
同	今村博彦	同 市藤江323番地
同	石田宏	同 市和阪1丁目10番10号

兵庫県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	尾谷栄省	豊岡市庄430番地
同	小山綱雄	同 市福成寺160番地
同	田中博武	同 市岩井367番地の2
同	森弘貴	同 市宮井406番地の1

同	松 井 盛 彦	同	市岩井1007番地
監 事	森 田 一 彦	同	市正法寺54番地の9
同	大 永 正 信	同	市野垣248番地
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	松 井 盛 彦	豊岡市岩井1007番地	
同	小 山 綱 雄	同 市福成寺160番地	
同	今 井 喜 規	同 市岩井372番地	
同	森 弘 貴	同 市宮井406番地の1	
同	向 原 雅 司	同 市庄234番地	
監 事	森 田 一 彦	同 市正法寺54番地の9	
同	深 山 義 行	同 市庄103番地の1	



兵庫県告示第1010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

寺内土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	窪 田 貴	南あわじ市八木寺内386番地	
同	片 山 直 樹	同 市八木寺内680番地 1	
同	山 口 隆 志	同 市八木寺内759番地	
同	山 口 佳 範	同 市八木寺内861番地	
同	北 川 惠 之	同 市八木寺内560番地	
同	山 本 路 夫	同 市八木寺内187番地	
同	北 野 雄 三	同 市八木寺内229番地	
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地	
同	山 野 守 之	同 市八木寺内1115番地	
同	宮 地 良 幸	同 市八木寺内1245番地	
同	宮 地 克 壽	同 市八木寺内1280番地	
同	正 木 美 宏	同 市八木寺内1342番地	
監 事	上 田 惠 万	同 市八木寺内1601番地 2	
同	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地 1	

就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	窪 田 貴	南あわじ市八木寺内386番地	
同	清 水 英 一	同 市八木寺内460番地 1	
同	細 川 拓 己	同 市八木寺内709番地	
同	山 口 佳 範	同 市八木寺内861番地	
同	北 川 惠 之	同 市八木寺内560番地	
同	山 本 路 夫	同 市八木寺内187番地	
同	北 野 雄 三	同 市八木寺内229番地	
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地	
同	山 野 守 之	同 市八木寺内1115番地	
同	宮 地 良 幸	同 市八木寺内1245番地	
同	宮 地 克 壽	同 市八木寺内1280番地	
同	正 木 美 宏	同 市八木寺内1342番地	
監 事	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地 1	

同 北 川 安 志 同 市八木寺内39番地

兵庫県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

大日川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	西 野 正 己	同 市北阿万伊賀野245番地
同	竹 内 秀 次	同 市北阿万伊賀野875番地
同	神 田 拓 治	同 市北阿万稲田南572番地
同	立 川 善 久	同 市北阿万新田中505番地
同	中 川 勝 喜	同 市北阿万新田北298番地
同	高 田 和 好	同 市北阿万筒井1526番地
同	稲 山 益 男	同 市北阿万筒井468番地
同	安 田 一	同 市賀集福井1661番地
同	久 米 只 海	同 市賀集福井1145番地
同	高 川 元太郎	同 市賀集福井1613番地 1
同	乙 井 康 弘	同 市賀集野田509番地 1
同	増 田 健 治	同 市賀集野田132番地 1
同	辻 隆 弘	同 市賀集鍛冶屋349番地
同	池 田 元 宣	同 市賀集鍛冶屋815番地
同	印 部 悦 次	同 市賀集八幡115番地
同	肥 田 記 佳	同 市賀集八幡北512番地 3
同	藤 原 基 延	同 市神代國衛880番地
監 事	村 上 演 良	同 市賀集八幡76番地
同	武 田 周 二	同 市北阿万筒井1919番地 1
同	野 河 淳 二	同 市賀集長原14番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	竹 内 俊 雄	同 市北阿万伊賀野868番地
同	島 田 佳 明	同 市北阿万伊賀野292番地
同	神 田 拓 治	同 市北阿万稲田南572番地
同	立 川 善 久	同 市北阿万新田中505番地
同	中 川 勝 喜	同 市北阿万新田北298番地
同	以 頭 良 文	同 市北阿万筒井180番地 1
同	山 口 忠 士	同 市北阿万筒井1146番地
同	久 米 健 司	同 市賀集生子831番地
同	久 米 啓 右	同 市賀集福井1130番地 1
同	高 川 元太郎	同 市賀集福井1613番地 1
同	乙 井 康 弘	同 市賀集野田509番地 1
同	増 田 健 治	同 市賀集野田132番地 1
同	辻 隆 弘	同 市賀集鍛冶屋349番地
同	池 田 元 宣	同 市賀集鍛冶屋815番地
同	山 形 昌 大	同 市賀集立川瀬44番地 1
同	森 政 博	同 市賀集八幡南153番地

同	藤 原 基 延	同	市神代國衛880番地
監 事	西 山 輝 明	同	市北阿万筒井2279番地
同	山 本 哲 雄	同	市賀集八幡256番地 1
同	林 拓 司	同	市北阿万稲田南609番地 2



兵庫県告示第1012号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

荒井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 村 好 行	宍粟市山崎町千本屋20番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	千 本 邦 由	宍粟市山崎町千本屋75番地 1



兵庫県告示第1013号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
別所土地改良区	令和4年7月15日



兵庫県告示第1014号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メート ル)	延 長 (メート ル)
第R04中播位置 0001号	4. 8. 15	揖保郡太子町鶴字横枕61番5の一部、61番8の一部	5.0	30.26



兵庫県告示第1015号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年8月26日

北播磨県民局長 橋 本 正 人

- 1 重要調整池の所在地
小野市垂井町字前垣内708、711

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
小野市	小野市中島町531	蓬萊 務

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ日高パーク店、良酒市場さげぞう

所在地 豊岡市日高町祢布1037番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
山根いつ子	豊岡市日高町岩中40番地の5	

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
山根いつ子	豊岡市日高町岩中40番地の5	
外未定1者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
山根いつ子	豊岡市日高町岩中40番地の5	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合映治

4 変更年月日

令和4年8月5日

5 届出年月日

令和4年8月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年8月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年12月26日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市王子町字宮山803番1の一部、806番122の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年7月5日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1—22—2号（3小野）

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年8月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口眞三郎

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
自家用発電機設備保守点検業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和4年10月19日から令和5年3月31日まで
 - (4) 履行場所
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13—9
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 上記(1)の名簿に「設備保守・管理」を希望業種として登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9
県立西宮病院総務部経理課 電話 (0798) 34-5151 内線3208
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
令和4年8月26日(金)から同年9月15日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
令和4年10月12日(水) 9時30分 県立西宮病院3号棟4階中会議室
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年10月11日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年10月11日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和4年10月19日(水))までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに

違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital private generator equipment maintenance inspection service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From October 19, 2022 through March 31, 2023

(4) Location: Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 September 15, 2022

(6) Deadline for tender:

17:00 October 11, 2022 by mail

9:30 October 12, 2022 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

13-9, Rokutanji-cho, Nishinomiya-City, Hyogo Prefecture 662-0918

TEL (0798) 34-5151 extension 3208

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第218号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和4年9月28日（水）から同年10月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和4年10月3日（月）から同月5日（水）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和4年10月5日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年8月30日（火）から同年9月1日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年9月7日（水）から同月13日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424
 (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
 電話 (078) 252-0166

正 誤

○令和4年5月13日付け（兵庫県公報第310号）

兵庫県公安委員会規則第6号（兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
37	上から21	様式第50号の2	様式第52号の4